平成十二年文部省告示第五十八号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件）の一部を改正する告示

平成十二年文部省告示第五十八号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定により、文部科学省所管の補助金等のうち次に掲げるもの（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金及び史跡等購入費補助金にあっては都道府県以外の補助事業者、その他の補助金、負担金及び交付金にあっては市（東京都の特別区を含む。以下同じ。）町村（市町村の組合を含む。）に係るものに限る。）の交付に関する次に掲げる事務を、都道府県教育委員会が行うこととなったので、同条第四項の規定により告示する。 学校情報通信技術環境整備事業費補助金、へき地児童生徒援助費等補助金、高等学校等修学支援事業費補助金、要保護児童生徒援助費補助金、学校教育設備整備費等補助金、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業に限る。）、幼稚園就園奨励費補助金及び幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県において行われるものを除く。）、特別支援教育就学奨励費補助金、公立高等学校授業料不徴収交付金、理科教育設備整備費等補助金、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金、公立社会教育施設災害復旧費補助金、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、史跡等購入費補助金、防災対策推進公立学校施設整備費負担金並びに防災対策推進学校施設環境改善交付金　次に掲げる事務	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定により、文部科学省所管の補助金等のうち次に掲げるもの（国宝重要文化財等保存整備費補助金及び史跡等購入費補助金にあっては都道府県以外の補助事業者、その他の補助金、負担金及び交付金にあっては市（東京都の特別区を含む。以下同じ。）町村（市町村の組合を含む。）に係るものに限る。）の交付に関する次に掲げる事務を、都道府県教育委員会が行うこととなったので、同条第四項の規定により告示する。 学校情報通信技術環境整備事業費補助金、へき地児童生徒援助費等補助金、高等学校等修学支援事業費補助金、要保護児童生徒援助費補助金、学校教育設備整備費等補助金、教育支援体制整備事業費補助金（インクルーシブ教育システム推進事業に限る。）、幼稚園就園奨励費補助金及び幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県において行われるものを除く。）、特別支援教育就学奨励費補助金、公立高等学校授業料不徴収交付金、理科教育設備整備費等補助金、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金、公立社会教育施設災害復旧費負担金、公立学校施設整備費負担金並びに防災対策推進学校施設環境改善交付金　次に掲げる事務
(一)　法第五条による交付申請の受理 (二)　法第七条第一項第一号による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理 (三)　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理 (四)　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理 (五)　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理 (六)　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。） (七)　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理 (八)　法第十二条による状況報告の受理 (九)　法第十三条による補助事業等の遂行命令及び一時停止命令 (十)　法第十四条による実績報告の受理（法第十六条第二項において準用する場合を含む。） (十一)　法第十五条による補助金等の額の確定及び通知 (十二)　法第十六条第一項による補助事業等の是正措置命令 (十三)　法第十八条第二項による補助金等の返還命令 (十四)　法第二十三条第一項による立入検査等	(一)　法第五条による交付申請の受理 (二)　法第七条第一項第一号による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理 (三)　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理 (四)　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理 (五)　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理 (六)　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。） (七)　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理 (八)　法第十二条による状況報告の受理 (九)　法第十三条による補助事業等の遂行命令及び一時停止命令 (十)　法第十四条による実績報告の受理（法第十六条第二項において準用する場合を含む。） (十一)　法第十五条による補助金等の額の確定及び通知 (十二)　法第十六条第一項による補助事業等の是正措置命令 (十三)　法第十八条第二項による補助金等の返還命令 (十四)　法第二十三条第一項による立入検査等

附　則

この告示は、平成三十年五月二十一日から施行し、平成三十年度分の補助金等から適用する。

○文部科学省告示第百九号

平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の規定に基づき、平成二十七年文部科学省告示第百三十一号（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年五月二十一日

文部科学大臣　林　芳正